

事 業 主 殿

東京都自動車整備健康保険組合
理事長 五十嵐 正樹
(公 印 省 略)

健康保険被保険者証廃止後の事務手続き等について

平素より当健康保険組合の事業運営には、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、被保険者証の発行廃止(令和6年12月2日)以降に「資格取得届」、「被扶養者異動届(扶養者の増加)」を提出される場合には、届出方法には変更はございませんが、当健康保険組合から「資格情報のお知らせ」が交付されます。

現在発行済みの被保険者証につきましては、令和7年12月1日まで使用可能(資格喪失者を除く)となっておりますが、被保険者証をなくされた場合は、再交付ができませんので予めご了承ください。

また、マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナ保険証の登録をされていない方につきましては、申し出により「資格確認書」の発行をいたしますので、保険医療機関の窓口にて「資格確認書」を提出することにより保険診療を受けることができます。

「資格確認書」は、紙のカード型で発行され、有効期限(5年間)が表記されていますので、取り扱いには、ご注意くださいようお願いいたします。

(注)

1. 新様式「資格取得届」及び「被扶養者異動届」には、「資格確認書」の発行を希望する欄が追加されておりますので、希望される方は、チェックが必要となります。
2. 「資格確認書(再)交付申請書」と「資格情報のお知らせ再交付申請書」が新たに追加されます。(新様式等は、令和6年12月2日以降にホームページからダウンロードができます。)令和6年12月2日以降は、新様式の届書をご利用ください。

○資格確認書の取り扱い

<p>【資格確認書】 新規加入者</p>	<p>令和6年12月2日以降、新規加入時にマイナ保険証をお持ちでない方(マイナ利用登録をしていない方)に発行いたします。</p> <p>※下記の理由に該当される方は、届書の資格確認書発行要否欄にチェックをお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカード返納された方 ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方、利用登録解除を申請した方、利用登録を解除された方 ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方 <p>※電子申請等をご利用の事業所におかれましては、新様式の届書に変更が必要となる場所ですが、システム改修等に時間を要する場合がありますので、旧様式にて届出をされる場合は、備考欄に「資格確認書要」とご記載をお願いいたします。</p> <p>旧様式の紙届書をご利用の場合も同様の取扱となります。</p> <p>※資格確認書の即日交付をすることができませんので、予めご了承願います。マイナンバーとの情報連携確認後に「資格情報のお知らせ」と「決定通知書」を一緒に事業所へ概ね5日以内に送付いたします。</p>
<p>【資格確認書】 既存加入者</p>	<p>マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナ保険証の利用登録をされていない方につきましては、令和7年11月頃に「資格確認書」を発行する予定です。</p> <p>※被保険者証をなくされた場合は、資格確認書(再)交付申請書を提出していただくことにより、「資格確認書」を発行いたします。</p>

○資格喪失届を提出する場合の取り扱い

<p>健康保険証</p>	<p>令和7年12月1日までの資格喪失者は回収が必要です。</p> <p>令和7年12月2日以降の資格喪失者は回収が不要となります。</p>
<p>資格確認書</p>	<p>有効期限内の資格喪失者は回収が必要です。</p> <p>有効期限経過の資格喪失者は回収が不要となります。</p>
<p>資格情報のお知らせ</p>	<p>回収は不要となります。</p>

資格取得届等につきまして、令和6年11月29日(金)までに、健康保険組合に必着した届書(令和6年11月29日までの加入者に限る)につきましては被保険者証を発行いたします。(不備等がある届書は除きます。)